

## 令和5年度 沖縄市民設放課後児童クラブ運営事業者募集要項

### 1. 趣旨

令和 6 年4月より、新たに本市にて民間施設を用いて、児童福祉法第6条の3第2項及び沖縄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に定める条例に基づいた放課後児童健全育成事業を実施する最適な運営事業者の選定を目的とする。

### 2. 本公募における放課後児童クラブ整備の流れ

- (1) 応募要件を満たし、必要書類を記入のうえ、応募。
- (2) 書類審査、プレゼンテーションによる審査を行い、運営候補者を選定。
- (3) 本募集において選定された運営候補者は、原則、令和 6 年 4 月 1 日までに条例基準と、本要項の設置場所の基準に沿った場所、設備基準に沿った施設、配置基準を満たす数の職員を確保し、事業を開始。
- (4) 募集する事業については、事業者自ら不動産を確保するものとする。

### 3. 応募要件

応募者は次の各号の要件を全て満たす者とする。

- (1) 沖縄市内に主たる事業所を置く法人、または沖縄市内に居住している個人。
- (2) 放課後児童健全育成事業を実施するために必要な経営基盤及び社会的信望、熱意を有している者。かつ、事業を開始するまでに必要な教材や消耗品等を購入する資金を有しており、毎年度の運営費に関し、沖縄市より放課後児童健全育成事業補助金の交付を受けるまでに必要な資金調達が可能である者。
- (3) 放課後児童健全育成事業を実施するために必要な資格者を確保し、職員の配置基準を満たすことができる者。
- (4) 放課後児童健全育成事業を実施するために必要な物件を確保することが出来る者。
- (5) 次のア～ウに該当する者でないこと。
  - (ア) 政治または宗教を目的としている者
  - (イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者
  - (ウ) 市町村税、国民健康保険料(※法人格を有しない団体または個人の場合の代表者を対象)を滞納している者

### 4. 募集小学校区

- (1) 美里小学校区
- (2) 高原小学校区

## 5. 設置場所の基準

- (1) 原則として、募集小学校区内に設置し、できるだけ当該小学校からの距離が近いことが望ましい。  
ただし、周辺校区に限り送迎に不都合がなければその限りではない。
- (2) 児童が過ごす場所として周辺の環境に安全面、治安等の問題がないこと。
- (3) 近隣住民との良好な関係が築けること。
- (4) 災害時の緊急避難等、児童の安全が確保できる場所であること。

## 6. 本募集に係る児童クラブの概要及び基準

### (1) 事業内容等

「沖縄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「沖縄市放課後児童クラブ運営ガイドライン」等、関係法令、通知等を遵守し、本市の放課後児童健全育成事業の充実に努めること。ただし、スポーツクラブや塾等を主たる目的とするものは認められない。

### (2) 施設整備・運営に当たり適合すべき基準

- (ア) 放課後児童クラブ運営指針(厚生労働省策定)
- (イ) 放課後児童健全育成事業実施要綱(厚生労働省策定)
- (ウ) 沖縄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (エ) 沖縄市放課後児童クラブ運営ガイドライン

### (3) 定員

原則 36 名以上とする。

確保している施設の面積などの理由で 36 名以上の定員を確保出来ない場合は、原則 1 年以内に別施設を確保するなど定員の確保に取り組むこと。

### (4) 対象児童

当該小学校区に居住している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいない児童とします。なお、小学校区境の施設については、児童の通学経路や自宅所在地の状況等を考慮し、隣接する小学校の児童も対象となる場合がある。

### (5) 施設・設備について

「沖縄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」、「沖縄市放課後児童クラブ運営ガイドライン」等に示す運営指針等を満たす施設とすること。

### (6) 開所日及び開所時間

(ア) 開所日 原則 250 日以上

(イ) 開所時間

i. 平日(月曜日～金曜日)

原則 4 時間以上開所とする。ただし、放課後の時間帯に家庭保育を行えない家庭の児童に対して、遊びや生活の場を提供することを満たせる時間の開所であること。

ii. 土曜日、長期休業日

原則 8 時間以上開所とする。ただし、学校休業日に家庭保育を行えない家庭の児童に対して、遊びや生活の場を提供することを満たせる時間の開所であること。

(7) 開所時期

令和6年4月1日(月)

(8) 保険加入

児童を対象とした施設賠償責任保険、障害保険等の必要な損害保険に加入すること。

(9) 入所料等

対象児童の入所料として、応分の負担金を徴収することができる。また、開設時間延長等のサービスを実施する場合や事業等により実費負担が必要となる場合は、別途料金を徴収することができる。

(10) 保護者との信頼関係の構築

保護者との情報共有を図るとともに、意見、要望を聴く機会を設けること。

(11) 学校・地域との連携

学校との情報交換・連携を密にし、学校の状況、児童の状況を常に把握するよう努めること。また、地域住民、関係機関との連携を図り、情報公開・情報共有に努めること。

(12) 利用手続き等

入所申込みの受付、入所判定の決定等は、設置運営事業者が実施すること。ただし、市が設定する申込み期間内に、設置運営事業者が入会審査を行い、より保育を必要とする児童が利用できるよう努めること。

(13) 運営補助金

「沖縄市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱」補助金の交付を受けることができる。

7. 応募方法

(1) 提出書類

(ア) 沖縄市民設放課後児童クラブ運営事業者応募申請書(様式第1号)

(イ) 事業者概要書(様式第2号)

【添付書類】

(イー①) 定款(法人の場合)

(イー②) 代表者及び施設長予定者の履歴書

(イー③) 市町村税、国民健康保険料の滞納のない証明書(3か月以内に発行のもの)

(ウ) 事業概要書(様式第3号)

【添付書類】

(ウー①) 施設平面図

(ウー②) 施設の確保状況が分かる書類

※賃貸借契約書ほか、新たに整備する場合は整備内容がわかるもの、すでに所有する物件がある場合は土地・建物の登記全部事項証明書等、確実に確保ができることを証明するものを提出ください。

(ウー③) 整備予定場所の現況写真

(ウー④) 配置予定の職員の「放課後児童支援員認定資格研修修了証」及び市の基準条例第10条第3項に定める資格に係る証明書

- (エ) 沖縄市放課後児童健全育成事業補助金総括表(様式第4号)
- (オ) 収支予算書(様式第5号)
- (カ) 事業計画書(様式第6号)
- (キ) 令和5年度 沖縄市民設放課後児童クラブ運営事業者募集 応募書類確認表

(2) 書類の提出

- (1) 提出先      子どものまち推進部  子ども家庭課(市役所2階)
- (2) 受付締切    令和6年1月4日(木) ※時間外は受理しない。
- (3) 提出部数    提出書類(ア)から(キ)の書類一式を8部(原本1部、写し7部)
- (4) 提出方法    持参による窓口提出

8. 質疑応答

募集要綱等事業に関する質問がある場合は、質問書(様式第5号)に質問内容を記載のうえ提出すること。

(1) 質問受付期間

令和5年12月12日(火)から12月22日(金)まで

(2) 提出方法

質問内容を質問書(様式第5号)に記入のうえ、下記のいずれかの方法により沖縄市子どものまち推進部子ども家庭課へ送付すること。

ファックス:098-934-3835

電子メールアドレス : [a103ko\\_kenzen@city.okinawa.lg.jp](mailto:a103ko_kenzen@city.okinawa.lg.jp)

件名 : 沖縄市放課後児童クラブ設置運営事業者公募質問書

(3) 質問の回答

質問者へメール又はファックスにて回答

9. 審査方法(選定方法)

応募申請書を受理したときは、以下の審査を行ったうえで適正に選定する。

なお、事業者の評価選定にあたっては、沖縄市放課後児童クラブ運営事業者選定委員会を設置し選定を行う。

(1) 1次審査(書類審査)

審査基準に基づき1次審査(書類審査)を行い、上位3者を2次審査の対象とする。1次審査の結果については選定委員会の承認を得たのち、応募事業者へ書面にて通知を行う。

(2) 2次審査(プレゼンテーション・質疑応答による審査)

1次審査上位3者に対し、放課後児童クラブの運営に関してプレゼンテーション・ヒアリング等を実施する。

※プレゼンテーション10分以内、質疑応答20分程度

(3) 審査の結果

1次審査・2次審査の合計点が最も高い者を運営候補者とする。ただし、得点が審査基準におけ

る配点合計の60%未満の場合は候補者としない。

## 10. 失格要件

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 応募資格を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽または重大な不備があった場合
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- (4) その他法令違反があり、不適当と認められた場合

## 11. 留意事項

- (1) 応募書類等の作成に要する経費は応募者負担とし、提出書類は返却しない。
- (2) 選定に関する審査内容及び経過等については非公開とする。
- (3) 検討すべき事項が生じた場合は、市と別途協議する。

## 12. スケジュール

下記の日程は予定であり、変更となる場合がある。

	内容	日程
①	質問受付期間	令和5年12月12日(火)から12月22日(金)
②	応募書類締切日	令和6年1月4日(木)
③	1次審査(書類審査)結果通知	令和6年1月9日(火) 2次審査に選定された応募者には、電話での連絡も差し上げます。
④	2次審査(プレゼンテーション)	令和6年1月12日(金)午前中(美里小学校区) 令和6年1月15日(月)午前中(高原小学校区) 実施時間・場所については改めてご連絡します。
⑤	事業候補者の決定通知	令和6年1月下旬
⑥	事業開始届出及び施設整備にかかる補助金申請・決定	令和6年2月
⑦	開所	令和6年4月1日
⑧	運営に係る補助金申請・決定	令和6年5月※

※運営に係る補助金交付については、令和6年度当初予算の議案可決後に受付となります。

## 13. お問い合わせ先

沖縄市役所こどものまち推進部 子ども家庭課(担当:弥永)

連絡先:098-939-1212(内線 3191) FAX:098-934-3835